

令和 8 年 8 月 1 9 日
国立大学法人三重大学

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、受け入れることを表明します。

「アセットオーナー・プリンシプル」は政府が「資産運用立国実現プラン」の一環として策定したものであり、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドのほか、資産運用を行う学校法人等のアセットオーナーが、それぞれの置かれた状況に応じて受益者等に適切な運用の成果をもたらすことができるよう定められた、アセットオーナーに求められる共通の原則です。

本学は、「地域に根ざし、世界に誇れる教育・研究に取り組み、人と自然の調和・共生の中で、社会との共創に向けて切磋琢磨する。」を基本理念とし、「三重の力を世界へ 世界から三重へ 未来を拓く地域共創大学」として、教育・研究・社会貢献・医療を一体的に推進しています。

以上を踏まえて、本学は受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たすため、取組を進めていきます。

原則 1：アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

- ・ 本学の受益者等は、本学が行う教育・研究・社会貢献・医療の活動に関与するすべてのステークホルダー（将来世代を含む学生、保護者、卒業生、寄附者、教職員、産業界、地域社会、政府等）と捉えています。
- ・ 本学は、受益者等の最善の利益を勘案しつつ、安全かつ効率的に資産を運用することで、中長期的に安定した財務基盤の構築を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目的とします。
- ・ 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するため、必要な収益を確保することを目標とします。
- ・ 本学は、目標達成のために、リターンとリスクのバランスを勘案し、分散投資を基本としたポートフォリオを構築します。

- ・運用目標・方針及び計画は、資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）において審議し、役員会で決定します。また、委員会において、目標・方針・計画及び運用状況を継続的にモニタリングし、定期的に検証を行い、必要に応じて見直します。

原則 2：受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- ・本学は、受益者等の最善の利益の実現に向け、専門的知見に基づく適切な資金運用を行うため、実務経験を有する学外有識者を含む委員で構成された委員会を設置します。
- ・本学の運用体制は、委員会で外部の専門的知見を反映します。また、業務執行から独立した立場にある監事による資金運用状況全体のモニタリングや、会計監査人による監査を受けることによって、本学全体の内部統制の運用及び業務運営の適正性を確保します。
- ・運用の高度化や規模拡大に応じて、外部知見の活用による体制強化を図るとともに、必要に応じて外部委託の活用も検討します。また、学内関係者については、専門知識やスキルの習得を目的とした教育研修の機会を提供し、計画的な人材配置と育成を行います。

原則 3：アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- ・本学は、受益者等の最善の利益の観点から、本学の資金で運用を行うフィデューシャリー・デューティーについて常に認識し、運用目標を安定的に達成するため、中長期的な運用目標や財務状況を勘案し、期待リターンとリスクを考慮してポートフォリオを構築します。
- ・運用委託先の選定においては、本学の運用方針を示した上で公募を行い、委託先の運用方針、運用プロセス、組織体制、実績等を評価して選定するとともに、利益相反の適切な管理に留意します。
- ・委託先に対しては、定量評価及び定性評価を組み合わせた総合評価を定期的に行

い、必要に応じて見直しを行います。

原則４：アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- ・ 本学は、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、半年ごとに資産クラス別の運用実績、委員会の開催状況等の情報をホームページで公表するとともに、財務諸表に保有する金融商品の銘柄を開示します。
- ・ これらの情報提供を通じてステークホルダーとの対話に資するよう努めるとともに、引き続き説明責任を適切に果たせるよう、情報公開に努めます。

原則５：アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- ・ 本学は、受益者の利益の実現及び運用資産の長期的な投資収益の拡大の観点から、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や社会課題解決への寄与を踏まえた、投資先及び市場全体の持続的な成長が重要であるとの考え方にに基づき、財務的な要素に加えて非財務的要素である ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した運用商品の選定を行います。
- ・ 外部委託を実施する場合には、運用委託先の議決権行使やエンゲージメントの実施状況をモニタリングするなどにより、投資先企業の企業価値向上及び持続的成長に資するよう努めます。